

庄内町告示第51号

令和8年度庄内町花き種苗費支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

庄内町長 富 樫 透

令和8年度庄内町花き種苗費支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の花きを生産する園芸農家（以下「園芸農家」という。）の経営安定、負担軽減及び次期作支援並びに庄内町種苗センター設置及び管理条例（平成19年庄内町条例第48号。以下この条及び次条において「条例」という。）第1条に規定する庄内町種苗センター（以下「種苗センター」という。）の利用促進を図るため、園芸農家に利用料金等を割引いて花き種苗の提供を行う株式会社庄内町種苗センター（条例第3条の規定により種苗センターの管理を行う指定管理者。以下「指定管理者」という。）に対し予算の範囲内で令和8年度庄内町花き種苗費支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「適正化規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、指定管理者が、前条に規定する目的を達成するために、園芸農家に対し条例第12条第1項に規定する種苗センターの利用料金（以下この条において「通常の利用料金」という。）及びその種子代の実費（用土及びトレイ経費を含む。次条において「通常の子代」という。）の合計額（次条において「通常の子苗費」という。）に100分の2を乗じて得た額を割引いて花き種苗を供給する事業とする。この場合において、指定管理者は、通常の利用料金に100分の2を乗じて得た額を割引いた利用料金（次条において「花き振興利用料金」という。）を定めるときは、同条第3項の規定によりあらかじめ町長の承認を得て行うものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、庄内町種苗センター設置及び管理条例施行規則（平成19年庄内町規則第44号。）第3条の規定による種苗センター利用許可書（第7条において「利用許可書」という。）の交付を受け、かつ、当該許可に係る花き種苗の荷渡しが行われた場合の通常の子苗費から、園芸農家が納付する花き振興利用料金及び花き振興種子代（通常の子代に100分の2を乗じて得た額を割引いた種子代をいう。）の合計額（以下この条において「花き振興子苗費」という。）を差し引いた額とする。この場合において、当該花き振興子苗費の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付対象となる期間（以下この条及び次条において「補助対象期間」という。）は次の各号に掲げる補助対象期間の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第1期 令和8年4月1日から同年9月30日まで
- (2) 第2期 令和8年10月1日から令和9年3月15日まで

(交付申請)

第6条 適正化規則第4条に規定する交付申請書（次条において「交付申請書」という。）は、令和8年度庄内町花き種苗費支援事業補助金（第 期）交付申請書（様式第1号）によるものとし、前条各号に規定する補助対象期間の区分に応じ当該各号に定める期間の末日から起算して5日を経過する日までに、町長に提出しなければならない。

(実績報告、額の確定通知の特例等)

第7条 適正化規則第13条の規定による実績報告は、交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出することにより行うものとする。

- (1) 利用許可書の写し
- (2) 種苗供給伝票など種苗費が確認できる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、交付申請書及び前項の規定による書類の提出があった場合は、適正化規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定額をもって適正化規則第14条の規定による補助金の確定額とし、令和8年度庄内町花き種苗費支援事業補助金（第 期）交付決定及び交付額確定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付申請をした指定管理者にこれを通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、適正化規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、適正化規則第16条の規定により当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 適正化規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

庄内町長

宛

申請者 所在地
名称
代表者氏名

令和8年度庄内町花き種苗費支援事業補助金（第 期）交付申請書

令和8年度庄内町花き種苗費支援事業補助金（第 期）を交付されるよう、庄内町の補助金等の適正化に関する規則第4条の規定により次のとおり関係書類を添付して申請します。

- 1 補助対象期間 第 期
- 2 交付申請額及びその内訳

区 分		数量、金額等	備 考
利用した町内の園芸農家計		戸	
利 用 数 計	ト レ イ 計	枚	
	ポ ッ ト 計	個	
通常の利用料金計 (A)		円	
通常の子代計 (B)		円	
通常の子苗費計 (C = A + B)		円	
花き振興利用料金計 (D)		円	
花き振興子代計 (E)		円	
花き振興子苗費計 (F = D + E)		円	
補助金交付申請額 (G = C - F)		円	

3 添付書類

- (1) 種苗センター利用許可書の写し
- (2) 種苗供給伝票など種苗費が確認できる書類の写し
- (3) その他 ()

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



令和8年度庄内町花き種苗費支援事業補助金（第 期）交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和8年度庄内町花き種苗費支援事業補助金（第 期）について、下記のとおり交付の決定及び交付額の確定をしたので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第7条及び第14条の規定により通知します。

記

補助金の交付決定額及び確定額

円